

「収益の一部」と「適応支援」の決議に関する文言案

豪州、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、
ノルウェー、ロシア連邦、ウクライナ、米国の提案

2000年1月31日

収益の一部と適応支援の問題は、附則ではなく議長ノート本体において一つの項目の中で取り扱われるべきと我々は判断する。従って、我々は全体的に整合性を持たせたものとして以下の文言案を提案する。我々は議長ノートに関する我々のコメントの中にこの趣旨の文言を含めた。

文言案

1. 認定された事業活動からの収益の一部は徴収され下記に使用される。
 - (a) 気候変動の悪影響を特に受けやすい発展途上締約国が適応するための費用の支払を支援する。
 - (b) 理事会の運営を支援するための運営経費を支弁する。
2. 収益の一部は、登録された事業活動によって生み出される CERs の数量の X% として定義される。X 項と X 項に従い、運営経費に使えるのは収益の一部の合計の Y% を越えないものとする。収益の一部の残りは、気候変動の悪影響を特に受けやすい発展途上締約国が適応するための費用の支払を支援するのに充当される。
3. 事業活動による発生源の排出削減及び / または吸収源の除去の強化を認定した後、運営組織は下記を行う。
 - (a) 上記 2 項の規定に基づき当該事業活動の収益の一部を査定する。
 - (b) 事業参加者へ査定された数量を通知する。
4. 収益の一部の徴収は、附則 E と F で規定する CERs の発行手続きに従って行われる。
5. 適応するための費用の支払を支援するために充当される収益の一部は、以下

に規定する適応基金へ移転される。

- 6 . 運営経費に引き当てられる収益の一部は、理事会へ移転される。
- 7 . 気候変動の悪影響を特に受けやすい発展途上締約国が適応するための費用の支払を支援するのに充当される収益の一部を管理するために、適応基金を設置する。
- 8 . 締約国が適応するための費用の支払を支援するための基金は、条約における資金メカニズムの運用を委託された組織が管理する。
- 9 . 自国が気候変動の悪影響を特に受けやすいと判断し、適応するための費用の支払を支援する資金の受け取りを希望する発展途上締約国は、国内情報の中で有害な影響及びそれらに対する脆弱性について報告する。
- 10 . 第 12 条 8 項に基づき実施される適応事業活動と対策は、国内情報にある情報及び決議 11/CP.1 の関連項目に従って指導される。
- 11 . 第 12 条 8 項に基づき実施される適応事業活動と対策は、下記の要件を満たしている場合に限り適応基金により運営される。
 - a) 国が主導するもので、関係する締約国の持続可能な開発に対する国家戦略及び優先課題と一致している。
 - b) 受入締約国の国内情報で明らかにされる特別な脆弱性を対処する。
 - c) 費用効果的な方法で実施される。
 - d) 持続可能な開発に関する国際的協定及び国際的に合意された行動計画を適切に考慮している。
- 12 . 条約の資金メカニズムの運用を委託された組織は、説明責任を負い、その資金運用について COP / moP へ定期的に報告するものとする。